

○紫波町教育委員会傍聴人規則

平成13年12月20日教育委員会規則第9号

紫波町教育委員会傍聴人規則

紫波町教育委員会傍聴人規則（昭和30年紫波町教育委員会規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条の規定に基づき、教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴人の秩序の維持に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、受付において住所、氏名を申し出て、会議傍聴人受付簿（別記様式）に記載し、係員の指示に従って行動しなければならない。

（傍聴人の制限）

第3条 委員長は、議場整理のため必要と認めるときは、傍聴人の人員を制限することができる。

第4条 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物を携帯している者、酒気を帯びていると認められる者その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者は、議場に入場することができない。

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- （2） 私語、談話、拍手等けん騒にわたり議事を妨げること。
- （3） 帽子、外とうの類を着用すること。
- （4） みだりに傍聴席を離れること。
- （5） その他会議の妨害となるような挙動をすること。

第6条 傍聴人はいかなる理由があっても、委員の座席を占め、又は騒ぎ立てるなど会議を妨害することを許されない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人が第5条又は前条の規定に違反し、会議の運営を妨げたときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その者に退場を命ずることができる。

第8条 紫波町教育委員会会議規則（昭和51年紫波町教育委員会規則第6号）第12条第1項ただし書きの規定により事件を公開しないこととする決議があったとき、又は前条の規定により退場を命じられたときは、傍聴人は退場しなければならない。

附 則

この規則は、平成14年1月11日から施行する。